

法人税任意的調整項目

Q : 法人税を計算する場合には、法人が任意に申告調整できる項目があるそうですが、どのようなものがあるのですか？

A : 法人税法の規定によるものと租税特別措置法の規定によるものとがあります。

【解説】

法人税の申告調整には、必ず調整しなければならない必須的申告調整と調整すれば適用が受けられる任意的申告調整があります。

任意的調整項目には、法人税法の規定によるものと租税特別措置法の規定によるものとがありますが、いずれも確定申告書において適用しなければならない事項ですので、修正申告において新たに適用を受けたり、金額を増減させることは認められないこととなっています。

具体的な任意的申告調整には、次のようなものがあります。

- ① 法人税法の規定によるもの
 - ・ 受取配当等の益金不算入
 - ・ 指定寄附金の損金算入
 - ・ 所得税額及び外国税額の税額控除
- ② 租税特別措置法によるもの
 - ・ 試験研究を行なった場合の法人税額の特別控除
 - ・ 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除
 - ・ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
 - ・ 収用換地等の場合の所得の特別控除

